

報告第8号

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見書を付けて、下記のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

みよし市長 小山 祐

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

区分	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△14.57)	— (△13.61)	12.69	20.00
連結実質赤字比率	— (△24.66)	— (△20.89)	17.69	30.00
実質公債費比率	2.3	3.0	25.0	35.0
将来負担比率	— (△116.2)	— (△108.9)	350.0	

備考

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。()内には参考として算定数値を記載している。

2 資金不足比率 (単位：%)

区分	令和3年度	令和2年度	備考	経営健全化基準
病院事業会計	— (△43.08)	— (△32.83)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定	20.0
下水道事業会計	— (△49.90)	— (△49.96)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定	20.0

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。()内には参考として算定数値を記載している。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について記載し、「令」とは地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令を省略して表記したものである。

令和3年度

健全化判断比率等審査意見書

健全化判断比率審査

資金不足比率審査

みよし市監査委員

目 次

○令和3年度みよし市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
1 実質赤字比率について	1
2 連結実質赤字比率について	2
3 実質公債費比率について	2
4 将来負担比率について	2
5 監査委員意見	3

○令和3年度みよし市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象	4
第2 審査の期間	4
第3 審査の方法	4
第4 審査の結果	4
1 資金不足比率について	4
2 みよし市下水道事業会計資金不足比率	4
3 みよし市病院事業会計資金不足比率	5
4 監査委員意見	5

4 み 監 査 第 8 7 号

令和4(2022)年8月23日

みよし市長 小 山 祐 様

みよし市監査委員 小 嶋 正 道

同 福 安 金之助

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度みよし市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和3年度みよし市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和3年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月28日から令和4年8月5日まで

第3 審査の方法

この審査にあたっては市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令に準拠して作成されているかどうかを主眼とし、証拠書類と照合するなどして審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められた。

審査の結果の詳細は以下のとおりである。

(単位:%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	- (△14.57)	- (△13.61)	12.69	20.00
②連結実質赤字比率	- (△24.66)	- (△20.89)	17.69	30.00
③実質公債費比率	2.3	3.0	25.0	35.00
④将来負担比率	- (△116.2)	- (△108.8)	350.0	
※標準財政規模(千円)	16,216,841	17,672,044		

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの等に普通地方交付税及び地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行も含まれ、①から④の健全化判断比率は、分母に標準財政規模を用いて算出している。

1 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

実質赤字比率は、実質赤字額が発生していないため、負の値となり「—」と記載されている。

参考までに計算上の実質赤字比率を算出すると△14.57%であり、前年度と比較して、0.96ポイント減少している。

2 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が発生していないため、負の値となり「－」と記載されている。

参考までに計算上の連結実質赤字比率を算出すると△24.66%であり、前年度と比較して、3.77ポイント減少している。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模を基本とした額に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により3か年平均で算定される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源} + \text{算入公債費等の額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}} \times 100 (\%)$$

実質公債費比率(令和元年度から令和3年度の各単年度比率の3か年平均)は2.3%であり、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを大きく下回っている。

令和3年度は前年度と比較して、標準財政規模に対する準元利償還金の比率が下回ったとともに、標準財政規模が下回った。そのため、実質公債費比率は0.7ポイント減少している。

4 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{充当可能特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100 (\%)$$

将来負担比率は、将来負担額を上回る充当可能財源等があるため、算定されないの「－」と記載されている。

令和3年度は前年度と比較して、主に「設立法人(土地開発公社)の負債額等負担見込額」や「公営企業債等繰入見込額」などが減少したため将来負担額が下回った。

参考までに計算上の将来負担比率を算出すると△116.2%であり、前年度と比較して、7.4ポイント減少し早期健全化基準と比較すると大きく下回っている。

5 監査委員意見

健全化判断比率の各比率は、いずれも早期健全化基準の数値以下であり、本市財政の健全性は高いものと認められる。

令和3年度みよし市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和3年度決算に係る下水道事業会計及び病院事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月28日から令和4年8月5日まで

第3 審査の方法

この資金不足比率の審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令に準拠して作成されているかどうかを主眼として審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、適正に行われているものと認められた。

審査の結果の詳細は以下のとおりである。

1 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額が、料金収入等の収益(事業規模)に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100 (\%)$$

資金不足額＝「(流動負債－建設改良費等以外の経費の財源にあてるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額」

事業の規模＝「営業収益の額－受託工事収益の額」

※解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定の期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のこと。

2 みよし市下水道事業会計資金不足比率

下水道事業会計の資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

会計名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
下水道事業会計	－ (△49.90)	－ (△49.96)	20.0

算定された資金不足額は赤字額が発生していないため、将来負担比率は負の値となり、「－」と記載されている。

参考までに計算上の資金不足比率を算出すると△49.90%であり、前年度と比較して0.06ポイント増加している。

3 みよし市病院事業会計資金不足比率

病院事業会計の資金不足率は、次表のとおりである。

(単位：%)

会計名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
病院事業会計	- (△43.08)	- (△32.83)	20.0

算定された資金不足額は赤字額がないため、将来負担比率は負の値となり、「—」と記載されている。参考までに計算上の資金不足比率を算出すると△43.08%であり、前年度と比較すると10.25ポイント減少している。

4 監査委員意見

下水道事業会計及び病院事業会計ともに、資金不足はなく、いずれも経営健全化基準の20.0%を大きく下回っており、良好な状態にあると認められる。